

令和5年第7回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和5年7月28日（金）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第7回座間市農業委員会定例総会議事録

令和5年7月28日、第7回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

1	森川	保	7	吉川	充
2	草薙	初夫	8	小泉	聡
3	若菜	成之	9	鈴野	伸吾
4	曾根	将彦	10	吉川	浩正
5	池上	元徳	11	市川	芳明
6	吉川	稔恒	12	山村	優子

会議を欠席した委員

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

曾根 覚、池上 光昭、野島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|------|------|
| 1 | 事務局長 | 田川敦子 |
| 2 | 次長 | 曾根和士 |
| 3 | 庶務係長 | 河野誠 |
| 4 | 主事 | 増島亨 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第14号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第15号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第34号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。

これより令和 5 年第 7 回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、2 番草薙初夫委員、9 番鈴野伸吾委員の兩名を指名いたします。

次に、日程第 2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第 2、諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1 の会務報告です。今回は、令和 5 年 6 月 28 日（水）から令和 5 年 7 月 27 日（木）までの概要でございます。

先月、6 月 28 日（水）、この場所におきまして、令和 5 年第 6 回定例総会及び退任式を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条、2 件、3 筆の農地転用届出、農地法第 5 条、4 件、5 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、3 件、15 筆につきまして、ご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、7 月 20 日（木）にこの場所で、第 2 5 期農業委員任命式と初総会、研修会を開催しました。

7 月 21 日（金）には、農地部会を開催し、本日の議案について事前協議を行っております。

続きまして、2 の諸証明ですが、この間の発行件数は合計 6 件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第 11 条の規定により処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第10号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第11号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第10号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年7月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

続きまして、日程第4、報告第11号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年7月28日、座間市農業委員会事務局長、田川敦子。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

法第4条の届出について、地目、畑が4筆、地積、765.55㎡、件数は2件。

法第5条の届出について、地目、畑が6筆、地積、727㎡、件数は3件。

合計としましては、畑が10筆、地積、1,492.55㎡。

以上でございます。

議長 ただいま、まとめて報告がございました。

報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第34号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。

それでは、事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第34号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年7月28日、座間市農業委員会会長、小泉聡。

資料の3ページをご覧ください。

申請人は、座間市入谷西1丁目 [REDACTED]、[REDACTED] さんです。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年7月28日から令和5年7月28日。

特例適用農地は、番号1、入谷西5丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、505㎡。2、入谷西5丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、644㎡。番号3、入谷西5丁目 [REDACTED]、地目、田、地積、195㎡。番号4、相武台1丁目 [REDACTED]、地目、畑、地積、295㎡。番号5、相武台1丁目 [REDACTED]、地目、畑、地積、231㎡。

以上、合計5筆、1,870㎡でございます。

入谷西にお住まいの [REDACTED] さんですが、平成25年に今回の農地を相続され、今回が3回目の申請でございます。

場所につきましては、案内図4ページ及び5ページをご覧ください。

入谷駅南側の市街化調整区域の田、3筆と相武台前駅北東にある市街化区域の生産緑地の畑、2筆でございます。

[REDACTED] さんは水稻、露地野菜を作られ、農機具については、トラクター、耕耘機、田植機などを所有し農業経営をされている方でございます。

内容につきましては以上になります。

議長 ただいま、議案第34号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

若菜成之農地部会長より協議概要の報告と併せて地区担当委員としての発言を求めます。

若菜農地部会長 それでは、報告します。田は事務局で確認されているということで、畑を見ましたがきれいになっておりまして、特に問題ないと判断します。

以上です。

議長 農地部会長の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第34号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告

は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決しました。
以上で、議案審議は全て終了いたしました。
委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 事務局からは何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、令和5年第7回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後1時38分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

2 番 _____

9 番 _____